

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年7月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501784 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600120 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から平成 7 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録がない。在籍証明書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の事業主が請求者の勤務した期間について記載した書面により、請求期間のうち、平成 4 年 12 月から平成 7 年 3 月までの期間において、請求者は同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 10 年 2 月 1 日であり、請求期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の事業主及び請求者が名前を挙げた同僚の連絡先は不明なため、同社における請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

さらに、請求者が当時居住していた市によると、請求者は、請求期間のうち、平成 5 年 3 月 1 日から平成 7 年 3 月 24 日までの期間に国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、請求者から提出された平成 5 年分及び平成 6 年分の給与所得の源泉徴収票において、社会保険料等の金額が記載されていることが確認できるものの、上記のとおり、請求者は上記期間に国民健康保険に加入しており、当時の国民健康保険料が不明なため、当該金額の中に厚生年金保険料が含まれているかどうか確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501770 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（脱）第 1600002 号

第1 結論

昭和 39 年 7 月 10 日から昭和 46 年 7 月 16 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 7 月 10 日から昭和 46 年 7 月 16 日まで

私の年金記録では、請求期間について脱退手当金を受け取った記録となっているが、私は、脱退手当金を請求したこともなく支給も受けていない。前回の処分には納得できず、行政不服審査法に基づく審査請求も行ったが棄却された。

しかし、何度も主張しているとおり、脱退手当金が支給されたとする頃の私は、体調不良で床に伏している状態であった上、社会保険事務所（当時）の所在も知らないので、脱退手当金の請求手続を行うことはできない。また、夫も勝手に脱退手当金を請求するような人物ではなく、ほかに脱退手当金を請求する第三者もいない。私に脱退手当金が本当に支給されているのなら、どこから、いくら、誰が受け取ったのか示してほしい。

今回、新たな資料、情報はないが、脱退手当金の支給記録を取り消して、厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者の A 社における事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 11 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、また、請求者は、同社を退職した当時は体調を崩しており、脱退手当金の請求手続はできなかつたと主張しているが、当時の脱退手当金の事務処理において、脱退手当金の請求は、郵送及び代理人による手続も可能であった上、脱退手当金の受給についても、住所地近くの金融機関において行うことが可能であり、本人が委任した者による代理受領も可能であったことから、請求者が、同社退職当時に体調不良であったことをもって、脱退手当金の請求及び受給ができなかつたとは言えないことなどから、既に平成 27 年 7 月 7 日付けて、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長

の決定が通知されている。

しかしながら、今回、請求者は、平成 27 年 7 月 7 日付けで届いた通知の判断理由の「請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。」の部分について、「『受給した記憶がない。』と『受給していない。』とは言葉の意味が全く違う。私に脱退手当金が本当に支給されているのなら、どこから、いくら、誰が受け取ったのか示してほしい。」とし、また、「脱退手当金を請求したこともなく支給も受けていないのは、間違いない。」と強く主張して再度訂正請求を行っているものである。

脱退手当金に係る請求事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、請求者は脱退手当金を受給していないとするものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料がない下で、年金の記録の真実性を疑わせるような矛盾する記録内容が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような矛盾する記録内容が存在せず、請求者の A 社における事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていること、請求期間の脱退手当金は支給額に誤りではなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 11 月 26 日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。